

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">JAS オーガニック認定基準</p> <p style="text-align: center;"><u>20160306</u> 版</p> <p>第1条 本基準は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下、「当財団」という。）が「農林物資の規格化等に関する法律」（以下「JAS法」という。）に基づいて、有機農産物および有機加工食品の認定を行うための基準を定めるものである。</p> <p>改訂理由）法律名の改正に伴い、法律名を修正した。</p> <p>（附 則）</p> <p>2. 平成24年8月30日一部改訂（この一部改訂は平成24年9月9日より施行する）。</p> <p>3. <u>平成28年3月6日一部改訂（この一部改訂は平成28年4月1日より施行する）。</u></p>	<p style="text-align: center;">JAS オーガニック認定基準</p> <p style="text-align: center;"><u>20120830</u> 版</p> <p>第1条 本基準は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下、「当財団」という。）が「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（以下「JAS法」という。）に基づいて、有機農産物および有機加工食品の認定を行うための基準を定めるものである。</p> <p>（附 則）</p> <p>2. <u>平成24年8月30日一部改訂（この一部改訂は平成24年9月9日より施行する）。</u></p>